

障害者計画

第1編 総論

計画の策定



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国では

わが国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指し、そのための分野別施策の基本的方向を示す計画として平成14年12月に平成15年度から平成24年度までの10年間について国の障害者基本計画が策定されました。

福祉サービスについては、平成15年社会福祉構造改革の一環として身体障害者及び知的障害者を対象として、利用者が自ら福祉サービスを選択できる支援費制度が導入されました。

しかし、支援費制度は精神障害者を対象としていなかったことや地域生活への移行や就労支援などの課題に対処するため、平成17年11月、障害者自立支援法が制定され平成18年4月施行、同年10月から地域生活支援事業も加わり完全実施されました。

(2) 千葉県では

千葉県においては、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、第三次障害者計画が終期を迎える平成20年度に第四次障害者計画と千葉県障害福祉計画を策定しました。

障害者基本法に基づく、健康福祉、教育、雇用など障害者施策の総合基本計画と位置付け、「誰もが、その人らしく、ありのままに、地域で暮らすことのできる新たな地域福祉像」を目指しています。

(3) 流山市では

障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、流山市障害者支援計画（平成17年度～平成21年度）の終期を待たずに、平成21年度からの流山市障害者計画と流山市障害福祉計画の二つの計画を合わせた計画としました。

その流山市障害者計画は、計画期間を平成21年度から平成26年度までの6か年間としました。また障害福祉計画の計画年度を平成21年度から平成23年度を第2期計画として、平成24年度から平成26年度を第3期計画とします。

2 計画の期間

「流山市障害者計画」の計画期間は、平成21年度から平成26年度までの6か年間ですが、第3期障害福祉計画が始まる平成24年度に合わせ、見直しを行いました。

平成27年度からは、新たな流山市障害者計画を策定します。

* 障害者計画・障害福祉計画の計画期間

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
流山市 障害者 計画	第三次 計画	第四次計画（見直し）						新計画 スター ト
流山市 障害福 祉計画	第1期 計画	第2期計画			第3期計画			新計画 スター ト

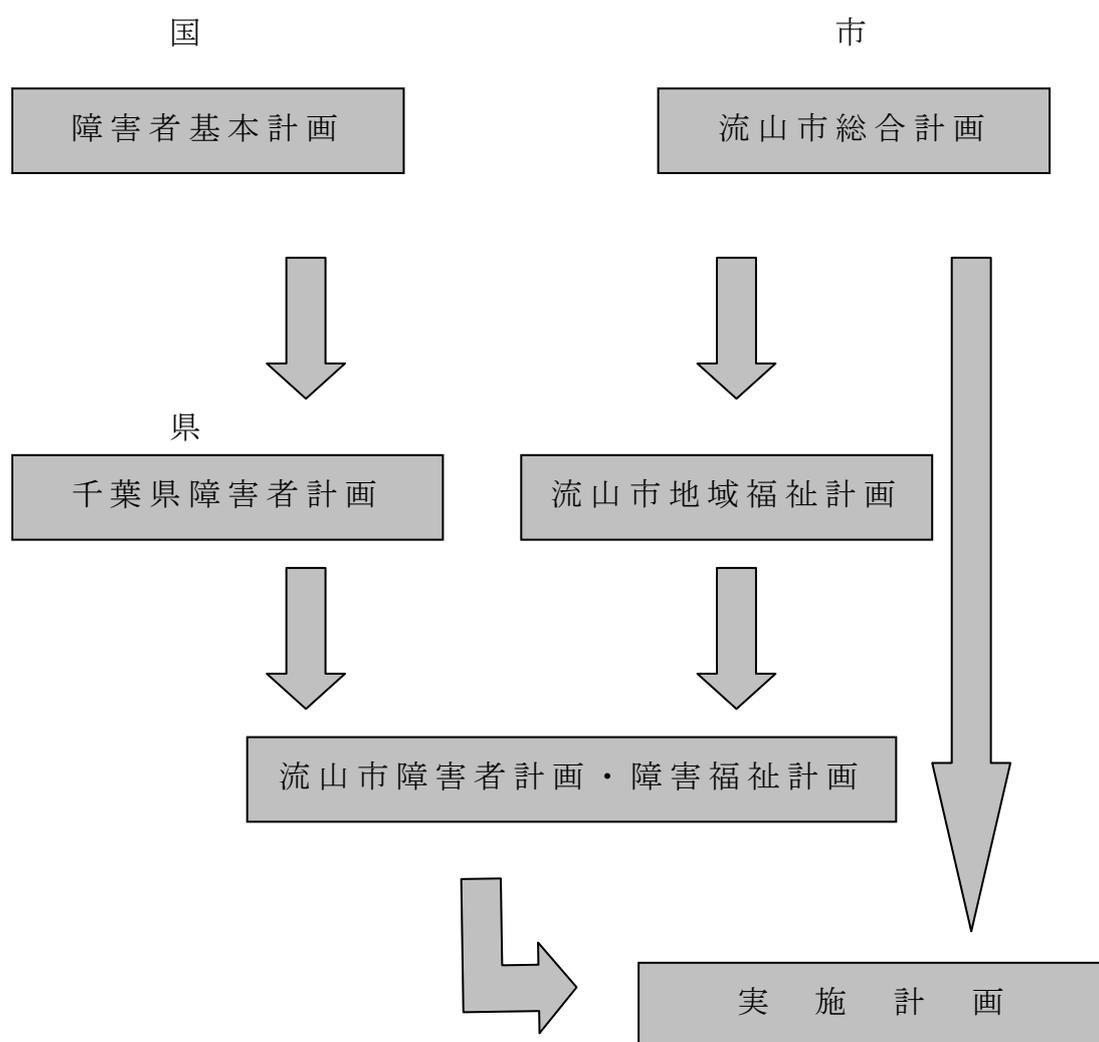
3 計画の性格と位置付け

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けます。

このため、国の「障害者基本計画」、県の「障害者計画」を踏まえたものとしします。

また、この計画は、平成12年度から新たにスタートした「流山市総合計画」（基本構想・後期基本計画）の部門計画として位置付けるとともに、総合計画に基づく実施計画や各年度の予算編成にあたっては、本計画と整合が図れるように努力するものとしします。

【計画の位置付け】



4 人口と障害者手帳所持者の推計

この計画の計画期間である平成21年度から平成26年度までの6年間の人口と障害者手帳所持者数を次のとおりと推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者だけが必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値とし、精神障害者欄に（ ）書きで掲載します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 口	163,034	166,092	166,000	168,000	170,000	172,000
身体障害者	3,949	3,973	4,038	4,103	4,168	4,233
知的障害者	607	632	631	638	646	654
精神障害者	613 (1,406)	697 (1,607)	754 (1,715)	811 (1,823)	868 (1,931)	925 (2,039)

- ※ 上記の表については年度表示。5ページ以降の表は年表示のため、1年間の乖離がある。
- ※ 人口は、翌年の4月1日現在の数による。
- ※ 障害者は、各年度の3月31日現在の人数による。
- ※ 身体障害者の推計は、平成18年度から平成22年度までの平均。年間増加数（65人）を固定して加算。
- ※ 知的障害者の推計は、平成22年度の人口比（0.38%）を固定して積算。
- ※ 精神障害者上段の推計は、年間増加数（57人）を固定して加算。
- ※ 精神障害者下段（ ）書きの推計は、平成18年度から平成22年度までの平均。年間増加数（108人）を固定して加算。

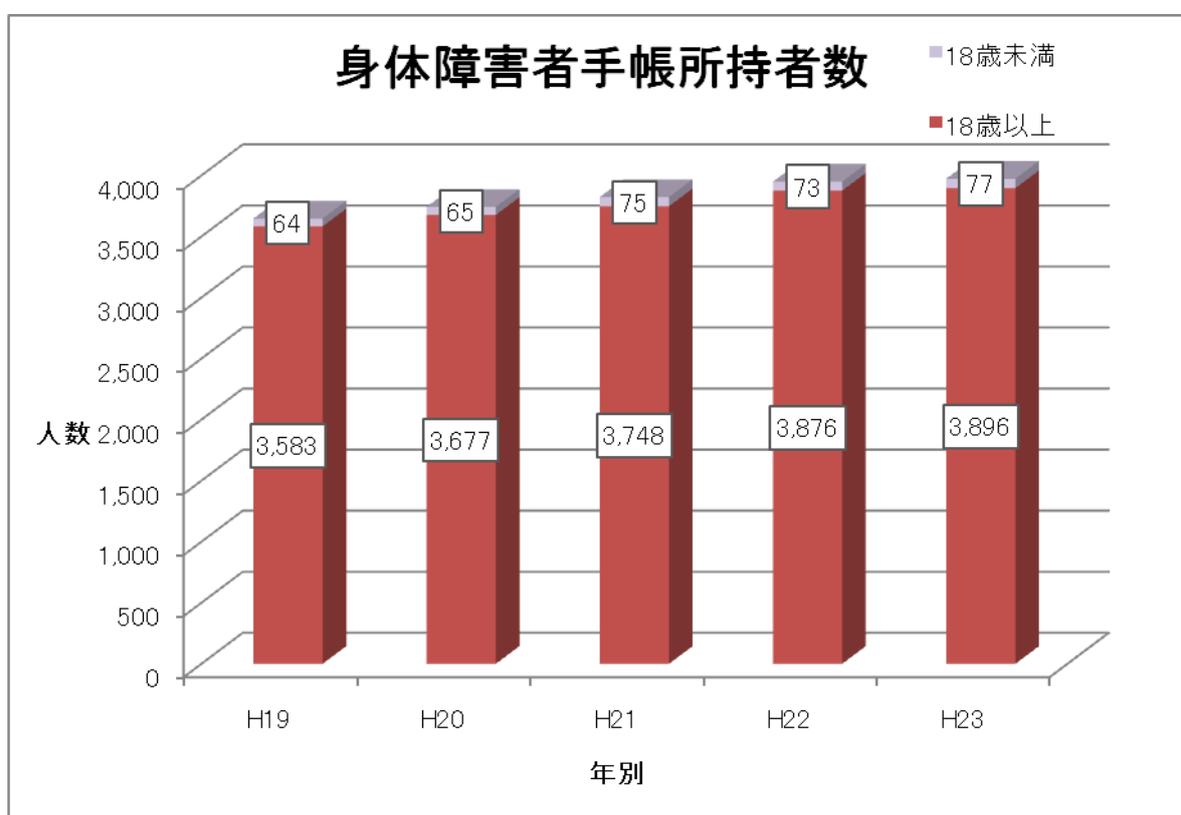
第2章 流山市における障害者の状況

1 身体障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は、18歳未満が77人、18歳以上が3,896人で合計3,973人となっており、年間で24人増えています。

今後も高齢社会の進行により身体障害者が増えて行くものと推測されます。



人口に対する身体障害者の割合

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
3,647人	3,742人	3,823人	3,949人	3,973人
2.32%	2.37%	2.39%	2.42%	2.39%

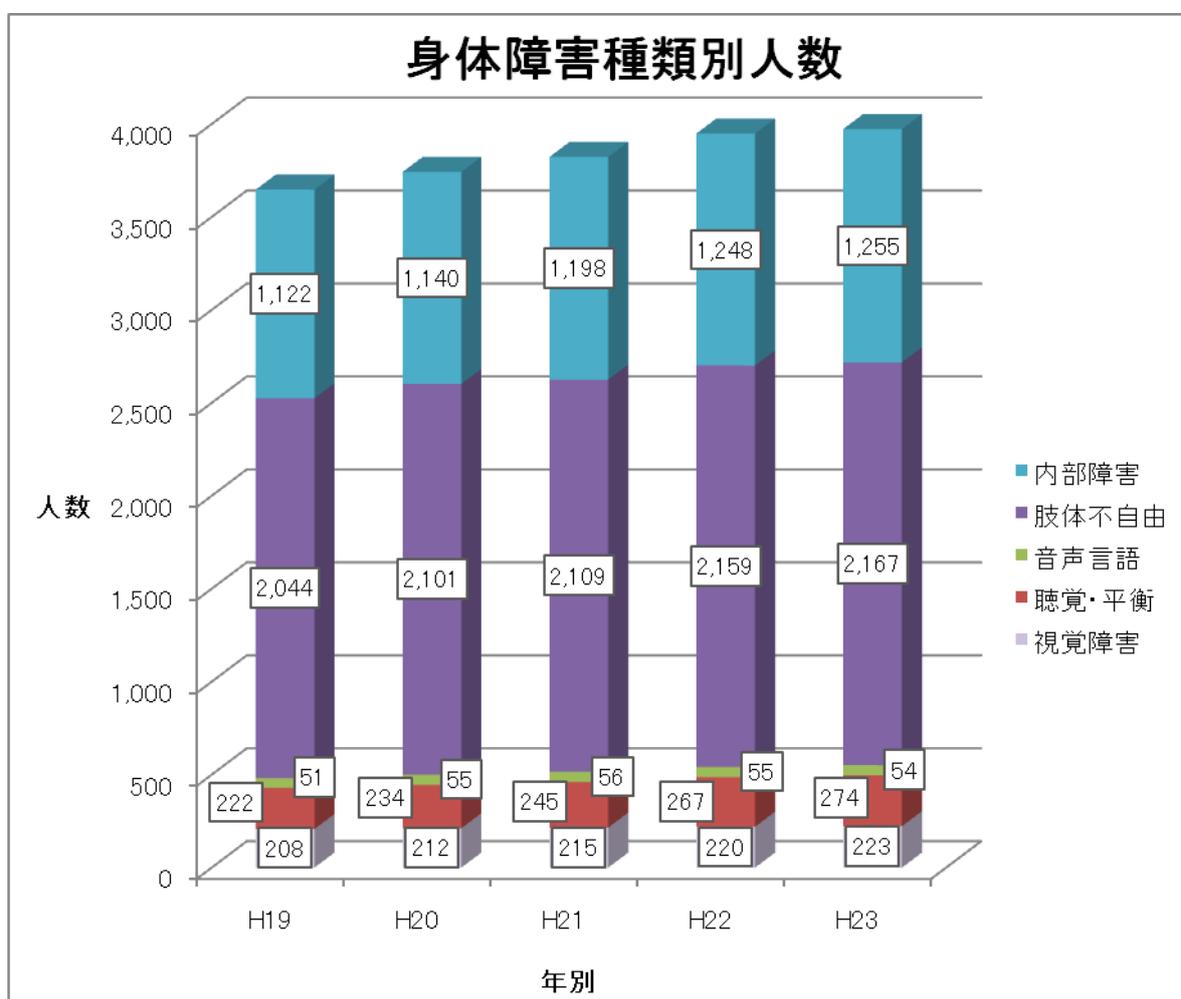
※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

(2) 障害種別状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種別についてみると、肢体不自由者が2,167人で54.5%を占めており、前年比8人増加しています。内部障害者は1,255人、31.6%で第2位を占めており対前年比7人の増加で、両障害の人数の増加が顕著です。生活習慣病や事故、老化による衰えなどにより障害者が増加していることがうかがえます。

その他の音声言語機能、聴覚平衡機能、視覚障害者についての変動は横ばい状態となっています。



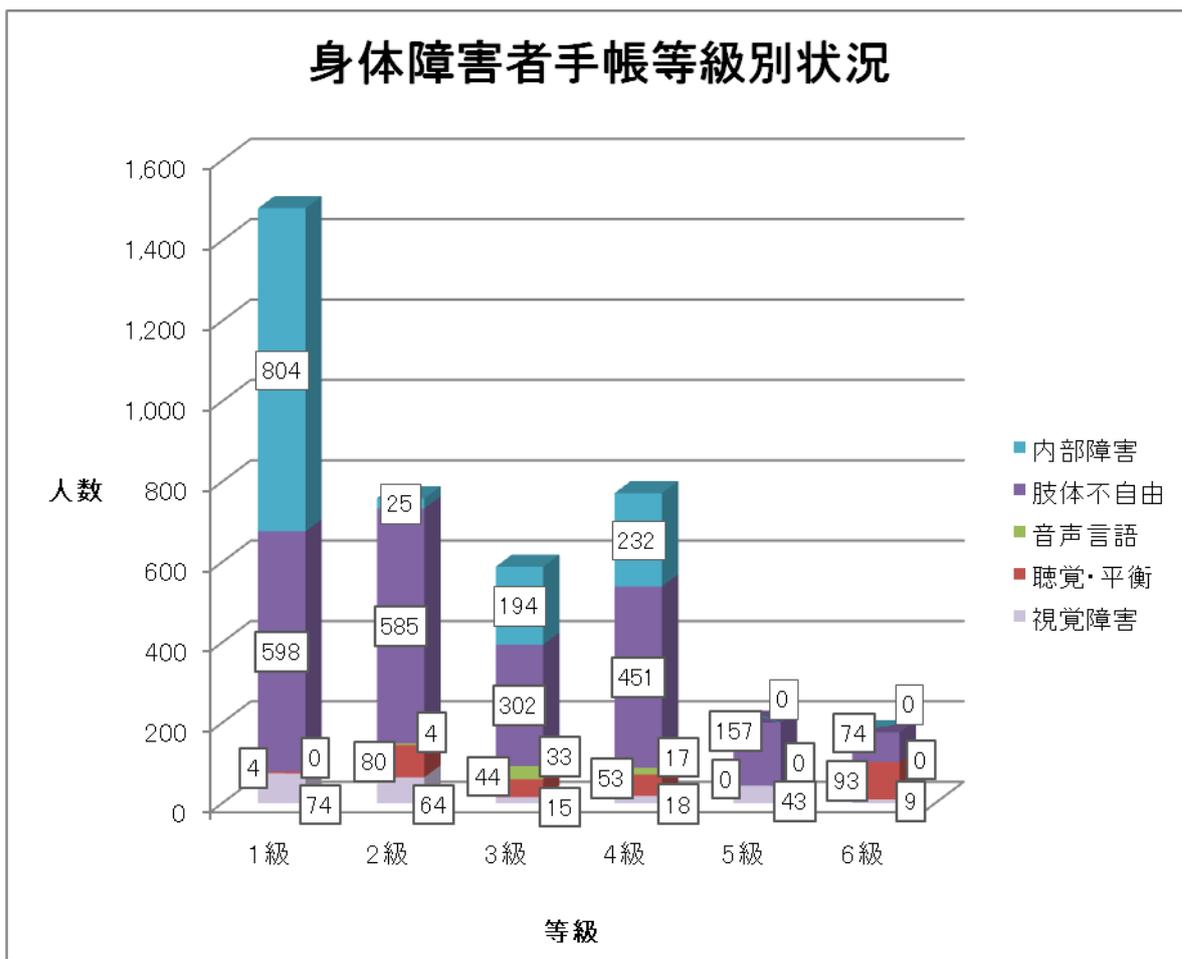
※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

(3) 種類別等級別状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する1級が1,480人、2級が758人で合計2,238人となっており、全体の56.3%を占めています。また、障害を種類別に見てみると、1級・2級の重度障害者のほとんどが肢体不自由者、内部障害者が占めています。

資料：障害者支援課



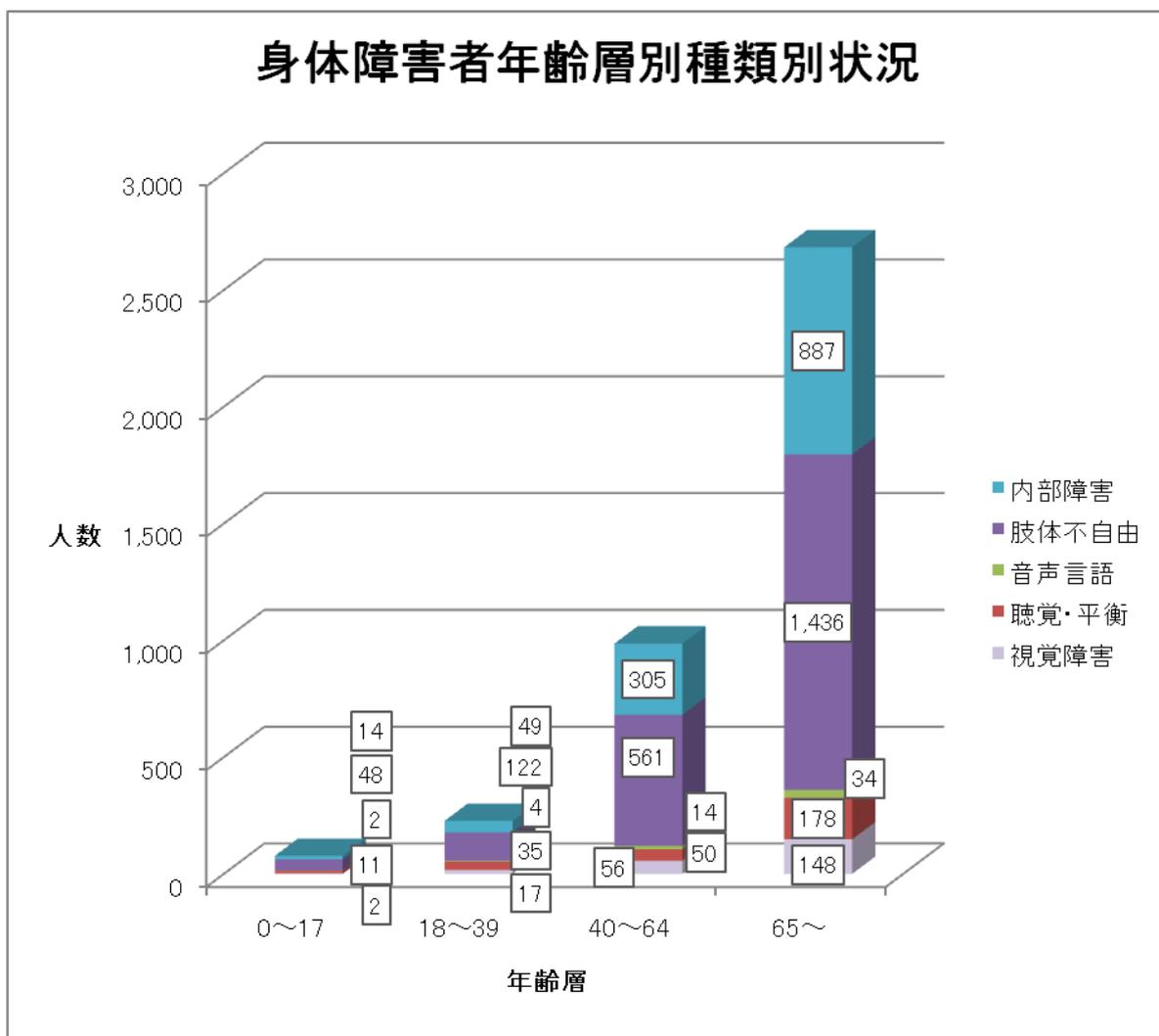
* 施設の入所状況

平成23年3月末現在の状況は、生活介護19人、施設入所支援20人、身体障害者療護施設2人、身体障害者授産施設1人、内部障害者更生施設1人となっています。

(4) 年齢階層別状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は、67.5%となっており、平成20年3月末現在の65.5%に比べ2.0%の伸びがみられます。

また、年齢層の人口に対する身体障害者の割合は、65歳以上が最も高く約13人に1人の高齢者が身体障害者となっています。



年齢層人口に対する身体障害者の割合

0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
0.29%	0.46%	1.82%	7.91%

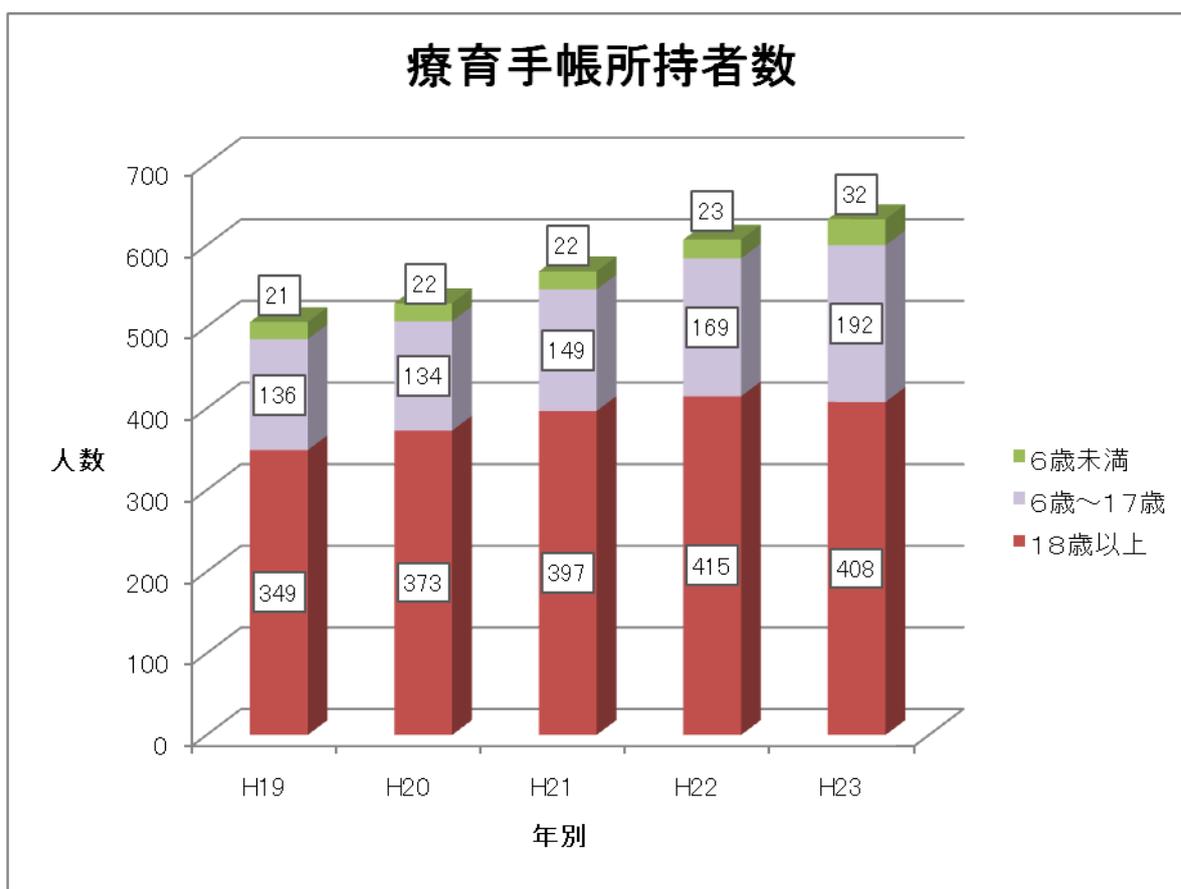
資料：障害者支援課

2 知的障害者の状況

(1) 療育手帳所持者数

平成23年3月末現在の療育手帳所持者数は632人となっており、前年に比べ25人の増加となりました。

年齢層については、6歳未満の方が5.1%、6歳から18歳未満の方が30.4%、18歳以上の方が64.5%を占めています。



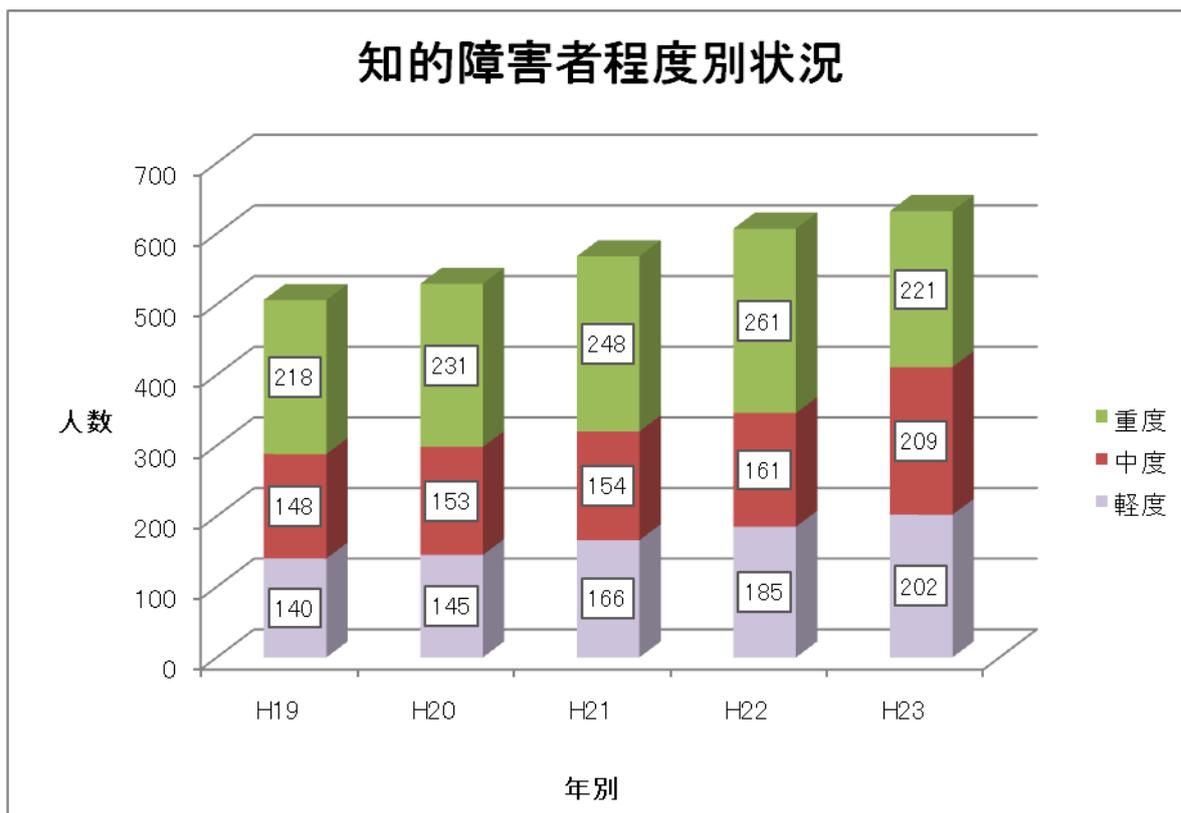
※ 各年の3月末現在の人数による。

・年齢層別割合

区分	平成21年	平成22年	平成23年
6歳未満	3.9%	3.8%	5.1%
6～17歳	26.2%	27.8%	30.4%
18歳以上	69.9%	68.4%	64.5%

資料：障害者支援課

(2) 程度別状況



※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

療育手帳の障害程度の基準

- 最重度 ④ 知能指数がおおむね20以下
- 重度 Aの1 知能指数がおおむね21～35
- Aの2 知能指数がおおむね36～50（重複障害を有する）
- 中度 Bの1 知能指数がおおむね36～50
- 軽度 Bの2 知能指数がおおむね51～75

* 施設入所等の状況

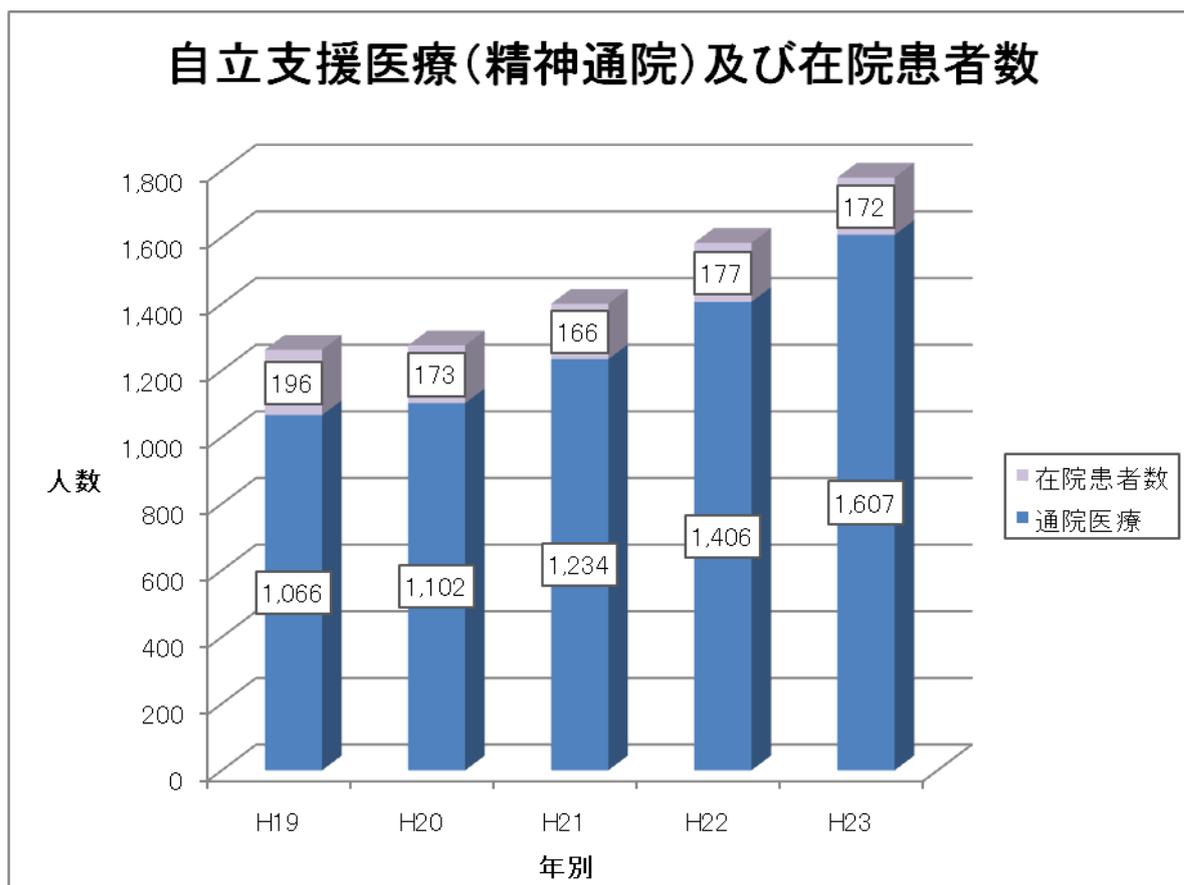
平成23年3月末現在の施設入所状況は、生活介護94人、施設入所支援27人、入所更生施設21人、入所授産施設4人、通所授産施設2人となっています。

3 精神障害者の状況

(1) 精神障害者数

平成23年3月末現在自立支援医療（精神通院）受給者数は1,607人となっており、前年比201人増加となりました。

在院（入院）患者数は、近年では170人前後で推移しています。



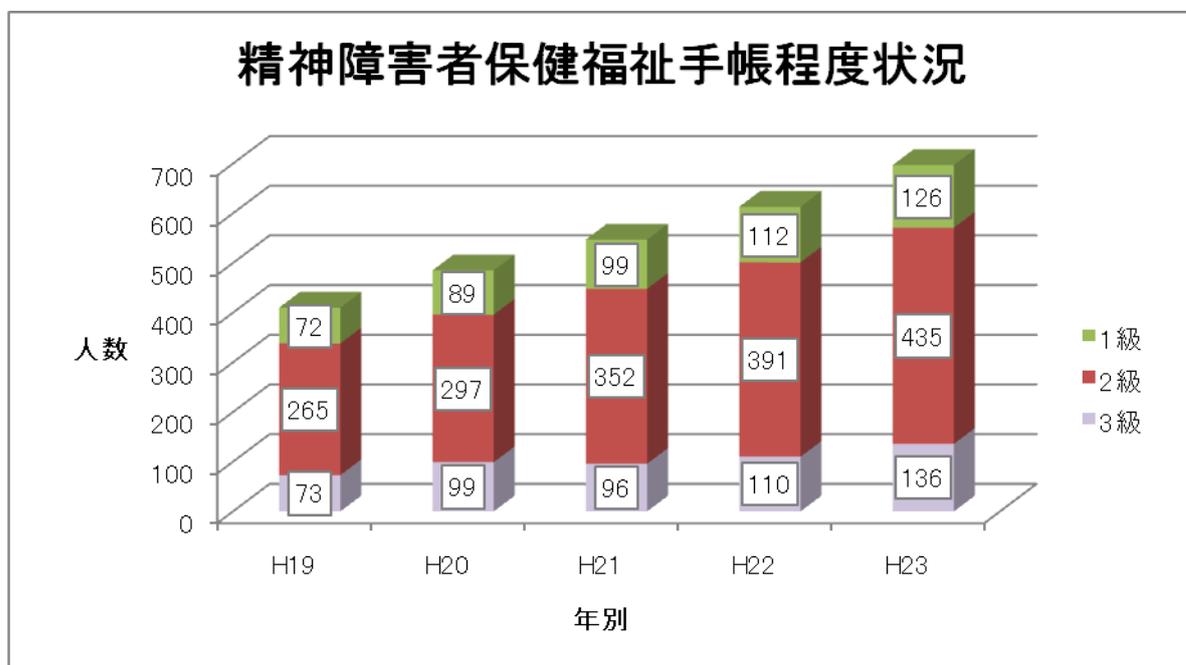
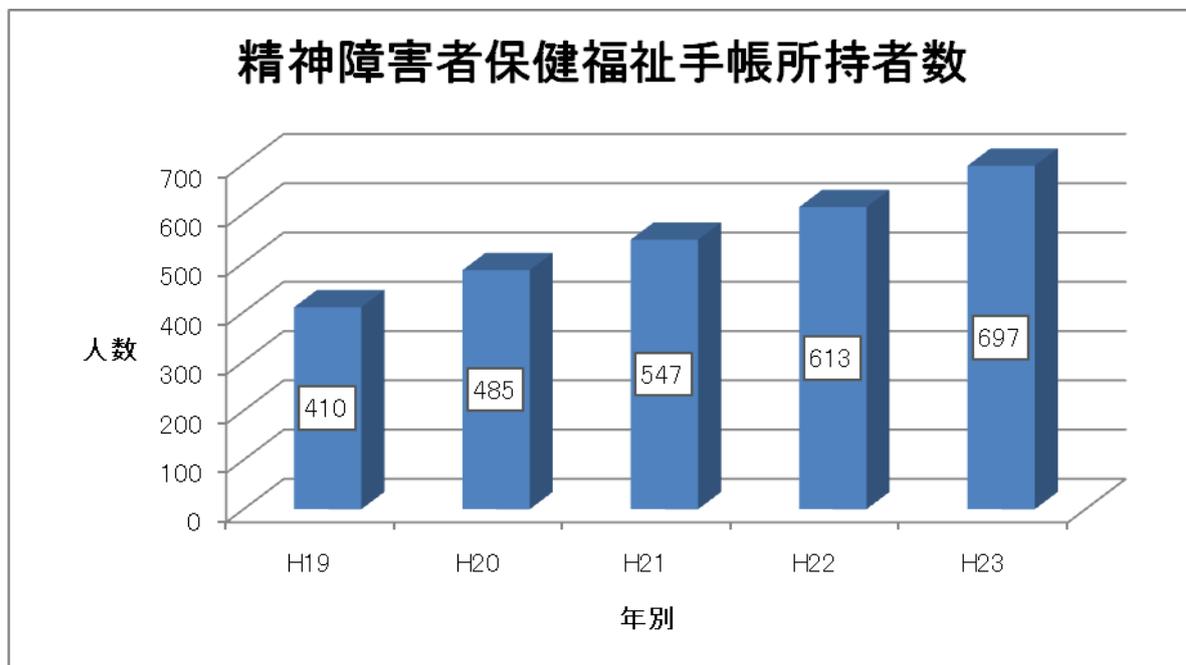
- ※ 自立支援医療（精神通院）受給者数は、各年の3月末現在の人数による。
- ※ 在院（入院）患者数は、各年の6月30日現在の人数による。
- ※ 平成23年の在院（入院）患者数については、過去3年間の平均値により算出した。

資料：障害者支援課

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び程度別状況

平成23年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は697人となっており、前年比84人の増加となりました。

また、近年の傾向として、特に2級の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。



資料：障害者支援課

第3章 障害者福祉施策の現状

1 社会参加の状況

(1) 移動手段の確保

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福祉タクシーの利用延べ件数	32,058	30,057	32,217	32,630	35,072
自動車改造費の助成件数	1	1	4	1	2
自動車燃料費の助成利用者数	965	859	985	1,072	1,011
グリーンバス半額割引	(精神保健福祉手帳所持者含む)				

資料：障害者支援課

2 社会的自立の推進

(1) 障害者向け住宅の状況

(平成23年3月末現在)

団 地 名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地1号棟	身体障害者向け住宅	平成元年度	耐火5F	2戸	3DK
大橋団地3号棟	身体障害者向け住宅	平成6年度	耐火4F	1戸	3DK
大橋団地4号棟	身体障害者向け住宅	平成7年度	耐火3F	1戸	3DK
三輪野山団地	身体障害者向け住宅	平成15年度	耐火4F	2戸	3DK
西初石団地	身体障害者向け住宅	平成17年度	耐火4F	3戸	2DK

資料：建築住宅課

(2) 住宅改善の状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高齢者等住宅改造費助成件数	26	21	27	47	52

資料：高齢者生きがい支援課・障害者支援課

3 障害者雇用の状況

(平成22年6月1日現在)

区 分		松戸ハローワーク管内	流山市
雇用率対象企業数（常用労働者56人以上の企業数）		208	17
法定労働者数		37,351	2,545
雇用率（障害者数（A）／法定労働者数×100）		1.39%	1.10%
法定雇用率達成企業数		83	6
法定雇用率未達成企業数		125	11
法定雇用率達成企業割合		39.9%	35.3%
障害者の内訳	重度の身体障害者数（×2人）	92	9
	重度以外の身体障害者数	155	6
	重度の知的障害者数（×2人）	25	0
	重度以外の知的障害者数	101	3
	重度身体障害者数（短時間労働者）	13	1
	重度知的障害者数（短時間労働者）	2	0
	精神障害者数	15	0
	精神障害者数（短時間労働者・×0.5）	1	0
合計（A）		521	28

※ 法定雇用率は、民間1.8%、教育委員会2.0%、官公庁・特殊法人2.1%

※ 法定労働者数は、常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められる率を乗じて得た数を除いた労働者数。

※ 雇用率を得るための人数計算については、重度の場合は、1人を2人として計算する。（短時間労働者を除く）

資料：松戸公共職業安定所

4 教育の充実

(1) 特別支援学校等学年別在籍者数

平成23年 9月 1日現在

区 分		聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計
小学校	1学年	0	0	5	0	5
	2学年	2	4	5	0	11
	3学年	1	3	5	0	9
	4学年	0	0	7	0	7
	5学年	0	0	5	0	5
	6学年	1	3	5	0	9
	小計	4	10	32	0	46
中学校	1学年	0	0	7	0	7
	2学年	0	0	3	0	3
	3学年	0	1	3	0	4
	小計	0	1	13	0	14
合計		4	11	45	0	60

資料：学校教育課・障害者支援課

(2) 特別支援学級在籍者数

平成23年9月1日現在

区分		知的障害
小学校	1学年	13
	2学年	8
	3学年	16
	4学年	15
	5学年	13
	6学年	10
	小計	75
中学校	1学年	18
	2学年	14
	3学年	8
	小計	40
合計		115

(3) 通級による指導を受けている児童数

平成23年9月1日現在

区 分		言語障害	情緒障害	学習障害・ADHD
小学校	1学年	19	1	3
	2学年	15	2	1
	3学年	8	0	2
	4学年	9	0	0
	5学年	8	9	1
	6学年	7	2	1
	合計	66	14	8

5 障害者（児）支援施設の状況

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
つばさ学園	障害児通所施設	流山市	30人	駒木台221-3
児童デイ つばさ	障害児通所施設	流山市	10人	駒木台221-3
さつき園	就労継続支援B型施設	流山市	40人	駒木台238-1
就労支援セン ター	就労支援施設	流山市	10人	駒木台238-1
身体障害者福 祉センター	身体障害者福祉センター B型施設	流山市	15人	東深井498-30
デイサービス センター	地域活動支援センターII 型施設	流山市	15人	平和台2-1-2
つつじ園	生活介護施設	社会福祉法人 まほろばの里	60人	野々下1-319
地域生活支援 センターまほ ろば	単独型短期入所施設 日中一時支援施設	社会福祉法人 まほろばの里	8人 15人	野々下1-319
コスモス	生活介護施設 就労継続支援B型施設	社会福祉法人 まほろばの里	10人 10人	野々下1-319
アモール	就労継続支援B型施設	社会福祉法人 まほろばの里	10人	平和台1-1-1
かたぐるま	就労継続支援B型施設	社会福祉法人 まほろばの里	10人	鱈ヶ崎1438-4
流山こまぎ園	就労継続支援B型施設	流山市社会福祉 協議会	20人	駒木台207-14
グリーングリ ーン（ラポー ル）	就労継続支援B型施設	NPO法人ホリ デー	10人	西初石3-101-2 5
キッチンよつ ば	就労継続支援B型施設	NPO法人よつ ば（「青い鳥」の 分場）	青い鳥全 体として 30人	西初石4-381-2 （初石公民館内）
すみれ	地域活動支援センターI 型施設	NPO法人自立 サポートネット	なし	西深井390-1
初石工房	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人自立 サポートネット	19人	東初石3-133-1
いろいろやハ ーモニー	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人自立 サポートネット	15人	平和台3-2-15
南天の木	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人南天 の木	24人	江戸川台西2-148
エンゼルフラ ワー	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人エン ゼルフラワー	19人	江戸川台東2-5
エフアンリ	日中一時支援施設	NPO法人エフ アンリ	6人	東深井280
みどり園	障害者支援施設	東葛中部地区総 合開発事務組合	120人 (20人)	我孫子市中峠2310

※ （ ）内数値は、流山市分の定員

資料：障害者支援課

第4章 計画の目標

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

*この計画では発達障害者や高次脳機能障害者も含みます。

2 計画の基本方針

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

(1) 啓発・広報の充実

- 障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。
- まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。
- インターネットや点字の広報紙、音声の広報などあらゆる障害の方へ情報の伝達に心がけます。

- 障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。
 - 地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は、重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。
-

(2) 生活支援サービスの充実

- 地域で自立した生活ができるように各種相談体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談体制の充実を図ります。
 - 安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。
 - 障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。
 - 障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。
 - 在宅での生活の充実を図るため、各種手当てなどの経済的支援とホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します。
 - 自宅以外の地域で快適な生活を送ることができるように、日中一時支援やショートステイ施設の充実を推進します。
 - 地域での自立を促進するために、グループホーム等の整備や自立生活の場を確保します。
-

(3) 生活環境の整備

- 障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。
- 高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できる

ように、住みよい生活環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

- 災害の際に障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないように防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。
-

(4) 子育て・教育の充実

- 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。
 - 障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められることから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。
-

(5) 就労支援・雇用の促進

- 自立を促進するために、可能な限り職に就くことができるように、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。
 - 就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。
-

(6) 保健・医療の充実

- 母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期予防と健康づくりを推進します。

- 日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実向上、介護サービス体制の拡充、住民参加型サービスの検討をします。
 - 在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進等、施設福祉サービスの充実を図ります。
 - 障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの連携が必要であることから、障害者施策の総合的推進と関連窓口の連携強化を図ります。
-

(7) 情報・コミュニケーションの促進

- 障害者に配慮したIT利用を支援し、社会参加を推進します。
- 視覚障害者の移動を容易にするために、ガイドヘルパーの養成を計画的に行います。
- 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念	施策分野	主要課題
共に生き、共に築く、私たちのまち―流山	1 啓発・広報の充実	(1) 啓発活動の充実 (2) 交流機会の拡充 (3) 広報活動の充実 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域福祉の推進
	2 生活支援サービスの充実	(1) 相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 文化・スポーツ活動の推進 (4) 在宅福祉サービスの充実 (5) 日中活動の支援 (6) 地域生活への移行支援
	3 生活環境の整備	(1) 道路・交通のバリアフリー化の促進 (2) 公共施設等のバリアフリー化の促進 (3) 防災、防犯対策の推進
	4 子育て・教育の充実	(1) 保育、就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) つばさ学園の充実
	5 就労支援・雇用の促進	(1) 就労や雇用の場の確保 (2) 就労施設利用者の支援 (3) 地域活動支援センターⅢ型への移行
	6 保健・医療の充実	(1) 健康都市宣言・健康づくりの推進 (2) 医療福祉サービスの充実 (3) 重症心身障害児（者）の広域対応
	7 情報・コミュニケーションの促進	(1) IT利用の推進 (2) ガイドヘルパーの養成 (3) 手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進 (4) 要約筆記奉仕員の要請・派遣の促進

4 重点事業

計画期間（平成21年度～平成26年度）において、施策体系中の各事業を重点的に推進します。

（1）啓発・広報の充実

事業名	事業の内容及び目標
啓発活動の充実	障害者週間行事の充実、身体障害者補助犬への理解促進
交流機会の拡充	福祉広場（市民まつり）、福祉バザーの開催
広報活動の充実	ホームページの充実、声の広報、点字広報の提供
福祉教育の推進	体験学習の実施、障害者団体との交流、福祉の授業
地域福祉の推進	ボランティアの育成、ボランティアの啓発、障害者団体の活動拠点の整備、NPO活動の推進

（2）生活支援サービスの充実

事業名	事業の内容及び目標
相談体制の充実	自立支援協議会の活用、相談体制の充実、ピアカウンセラーの育成、中核地域生活支援センターとの連携
権利擁護の推進	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり 条例の普及・啓発 成年後見制度の推進
文化、スポーツ活動の推進	各種スポーツ大会への参加促進、障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進、障害者のスポーツ活動の推進
在宅福祉サービスの充実	住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給 ホームヘルプサービスの充実
日中活動の支援	ショートステイ施設の整備促進
地域生活への移行支援	グループホームやケアホームなどの整備促進

(3) 生活環境の整備

事業名	事業の内容及び目標
道路・交通のバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化、歩行空間のバリアフリー化、市街地の整備
公共施設等のバリアフリー化の促進	障害者の居住施設の整備、既存施設のバリアフリー化
防災・防犯対策の推進	地域防災体制の整備、災害時の避難体制整備、地域防犯体制の整備

(4) 子育て・教育の充実

事業名	事業の内容及び目標
保育、就学前教育の充実	つばさ学園の充実、幼児ことばの相談室の充実、健常児との交流事業の推進、療育相談の充実
学校教育の充実	特別支援教育と交流教育サポート体制の推進、学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援、建物の耐震補強・バリアフリー化
つばさ学園の充実	早期発見・早期療育の観点により実施している療育相談や通所による指導をはじめ、幼児ことばの相談室等を統合したつばさ学園の充実

(5) 就労支援・雇用の促進

事業名	事業の内容及び目標
就労や雇用の場の確保	障害の特性や程度に合せ福祉的就労から一般雇用までを視野に入れて働く場の確保を推進
就労施設利用者の支援	利用者負担の軽減、通所交通費の助成等働きやすい環境づくりを推進

(6) 保健・医療の充実

事業名	事業の内容及び目標
健康都市宣言・健康づくりの推進	WHOが提唱している健康都市の理念に基づく健康づくりの推進
医療福祉サービスの充実	制度の変化に応じた重度障害者の医療費助成、精神入院患者の医療費助成
重症心身障害児（者）の広域対応	県と鎌ヶ谷、松戸、柏、我孫子、野田、流山の6市の圏域で、重症心身障害児（者）施設の整備の推進

(7) 情報・コミュニケーションの促進

事業名	事業の内容及び目標
I T利用の推進	障害者用のパソコン周辺機器及び専用ソフトの利用の推進
ガイドヘルパーの養成	視覚障害者ガイドヘルパーの養成
手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進	手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進
要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進	要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

5 整備目標（数値目標）

（1）社会参加の促進

項 目		現状 (22年度)		新目標 (26年度)
地域生活支援事業 (コミュニケーション)	手話通訳奉仕員	6人		20人
	要約筆記奉仕員	13人		20人
地域生活支援事業 (移動支援)	知的障害者 ガイドヘルパー	152人	57人	150人
	視覚障害者 ガイドヘルパー		95人	100人
精神保健福祉ボランティア		52人		60人

（2）社会的自立の推進

項 目		現状 (22年度)		新目標 (26年度)
障害者向け市営住宅（車いす対応含む）		9戸		23戸
居 宅 介 護（精神障害者ホームヘルパー）		204人		237人
共同生活援助・共同生活介護		48人		92人
障害者の店（H23年度までに新体系へ）		5か所		—
地域活動支援センター III型		4か所		9か所
就労継続支援A・B型	A型	0か所		1か所
	B型	3か所		4か所
地域活動支援センター I型		1か所		2か所
相談体制等の 充実	ケースワーカー	8人		8人
	身体ピアカウンセラー	0人		3人
	知的ピアカウンセラー	0人		3人
	精神ピアカウンセラー	0人		5人
	精神障害者相談員	4人		5人

就労指導員	5人	5人
-------	----	----

(3) 施設福祉サービスの整備

項 目		現 状 (22年度)		新目標 (26年度)		
生活介護 (知的障害者通所更生施設(つつじ園))		60人		60人		
生活介護	コスモス	生	10人	10人		
	新規施設		0人	10人		
短期入所	まほろば	短	8人	8人		
	新規施設		0人	12人		
日中一時支援		日	2か所	18人	4か所	34人
障害児通所施設(つばさ学園)		30人		30人		
障害児通所施設(児童デイつばさ)		0人		30人		
児童発達支援センター ※ (新つばさ学園)		0か所		1か所		
就労移行支援(就労支援センター)		10人		10人		
重症心身障害児(者)施設		0か所		1か所		

※ つばさ学園の機能を中心に「ことばの相談室」「療育相談室」「児童デイサービス」等を統合し、児童発達の支援を行います。今後、法制度の改正が予定されており、必要に応じて整備を図ります。

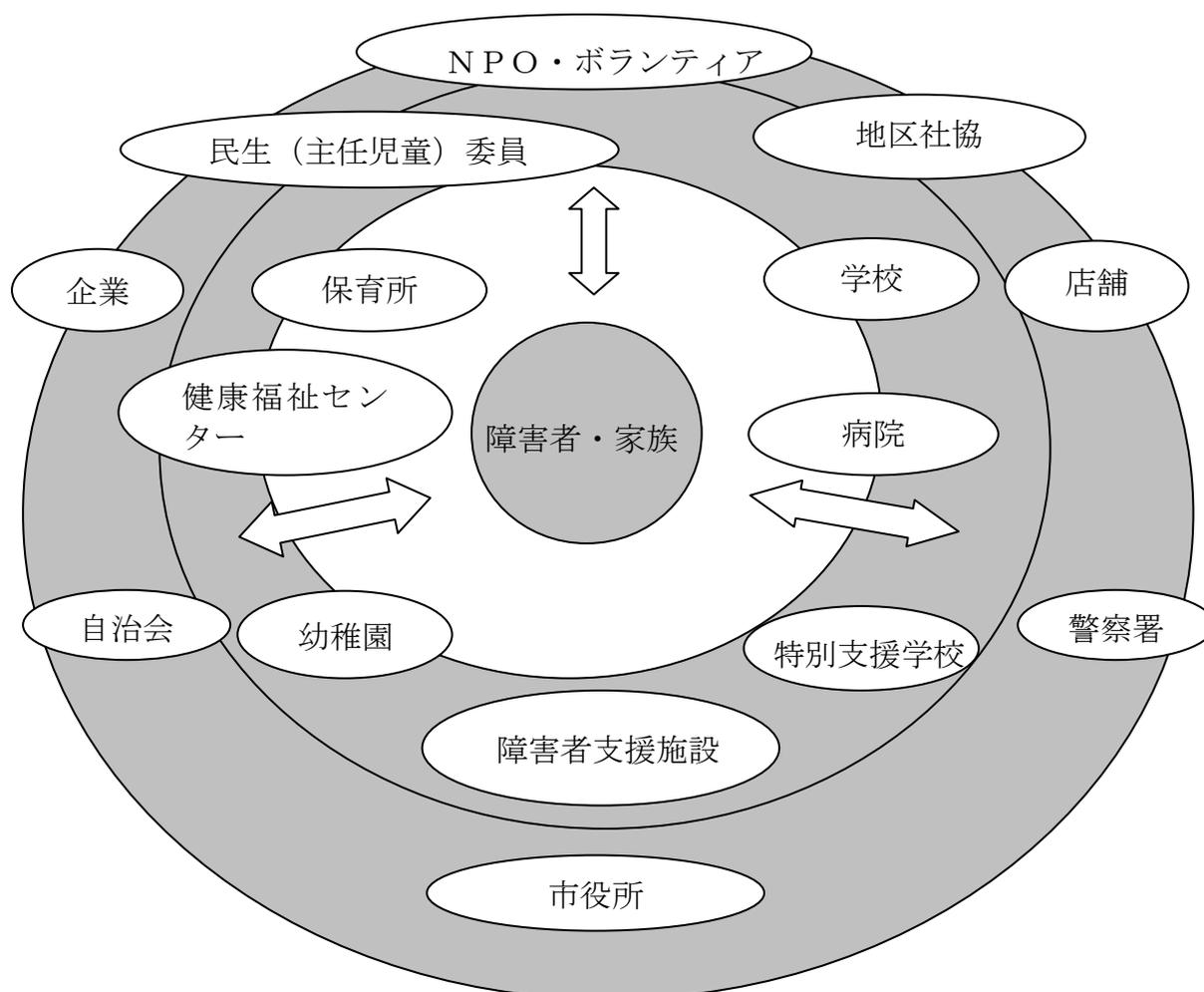
6 計画の推進

1 ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

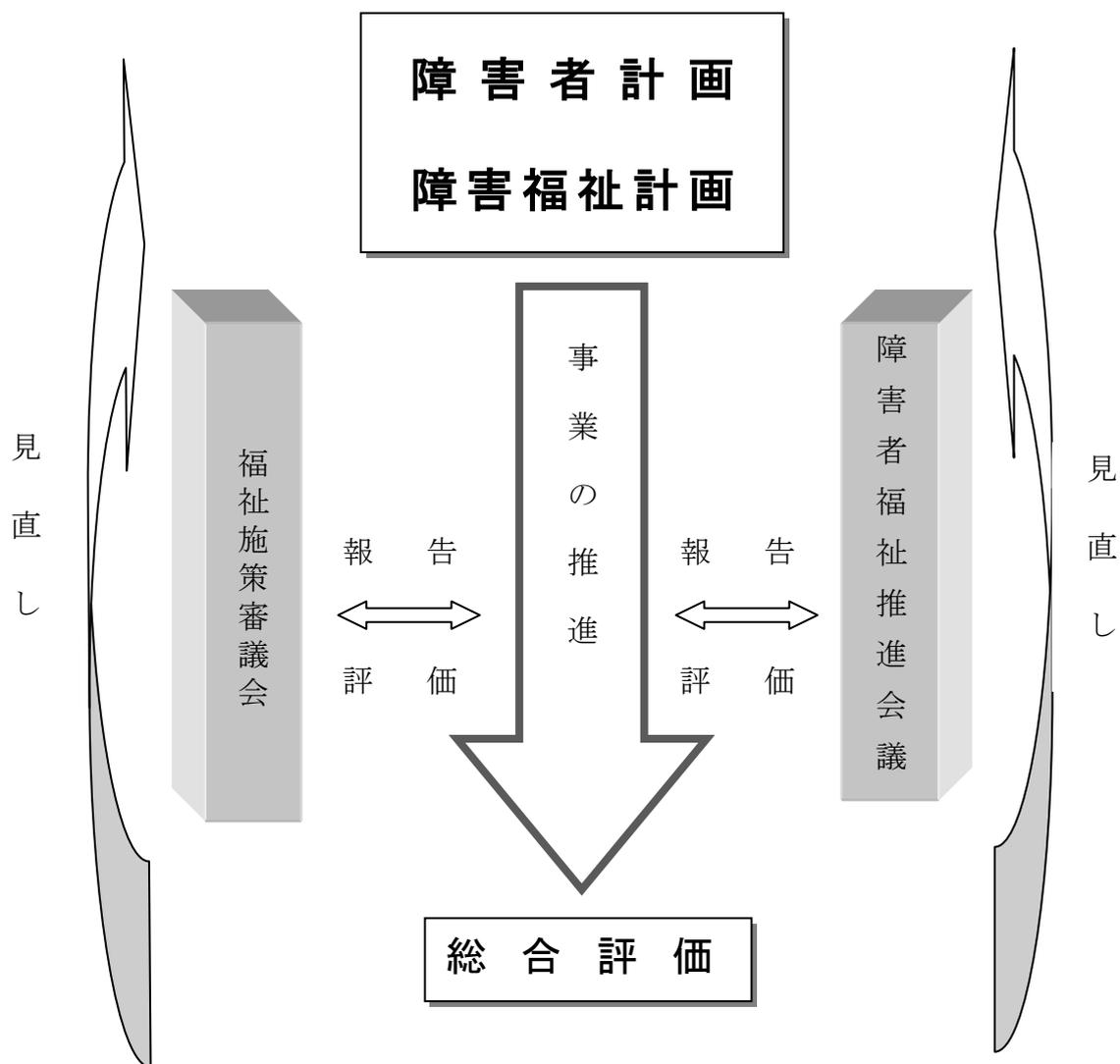
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけではなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を目指します。



2 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関の流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティア等で構成される流山市障害者福祉推進会議において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



3 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。